

"	"	Breag20785	第34763号 令和2年6月12日	"	"
"	"	Breag20823	第34764号 令和2年6月12日	"	"
"	"	Breag20866	第34765号 令和2年6月12日	"	"
"	Natura Breeders SA KI 4 Via Corzo, Bogota D.C., Colombia	NATcle	第34766号 令和2年6月12日	"	"
Gypsophila L.	Menachem Bornstein Rahnovich 24/ 19, 5867239 Holon, Israel David Tserova Moshav Arneizofarm 183, 85435 Negev, Israel	PINK SYMPH-ONY	第34261号 令和元年10月28日	"	"
Prunus persica (L.) Batsch	高橋忠吉 福島県伊達市月館町御代田字馬場13	黄美の香り	第31647号 平成28年12月8日	"	"
"	"	黄美のハート	第31648号 平成28年12月8日	"	"
"	"	黄美の月	第34403号 令和元年12月20日	"	"
Prunus persica (L.) Batsch var. nucipersica (Suckow) C. K. Schneid.	"	スノーパル	第33273号 平成30年7月23日	"	"

○防衛省告示第百六十三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和三年十二月三十日から施行する。

令和三年十二月二十日

防衛大臣 岸 信夫

陸上自衛隊名寄駐屯地宗谷通信所

対象防衛関係施設 の所在地	北海道稚内市	大字宗谷村字大岬
対象防衛関係施設 の区域	北海道稚内市	大字宗谷村（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 周辺地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域	一 北緯四十五度二十九分二十三秒、東経百四十一度五十五分三十二秒の点 二 北緯四十五度二十九分二十三秒、東経百四十一度五十五分五十四秒の点 三 北緯四十五度二十九分十二秒、東経百四十一度五十六分十七秒の点 四 北緯四十五度二十八分五十三秒、東経百四十一度五十六分一秒の点 五 北緯四十五度二十八分五十二秒、東経百四十一度五十五分二十八秒の点 六 北緯四十五度二十九分五秒、東経百四十一度五十五分二十二秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。  
二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

陸上自衛隊名寄駐屯地礼文分屯地

対象防衛関係施設 の所在地	北海道礼文郡礼文町	大字船泊村字沼の沢番外地
対象防衛関係施設 の区域	北海道礼文郡礼文町	大字船泊村（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 周辺地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ線 の図面に示す 点とを結んだ線 により囲まれた 区域	一 北緯四十五度二十六分二十五秒、東経百四十一度三十一分十八秒の点 二 北緯四十五度二十六分二十五秒、東経百四十一度二分四十六秒の点 三 北緯四十五度二十六分七秒、東経百四十一度二分四十一秒の点 四 北緯四十五度二十五分五十四秒、東経百四十一度二分五十五秒の点 五 北緯四十五度二十五分五十七秒、東経百四十一度三分二十二秒の点 六 北緯四十五度二十六分六秒、東経百四十一度三十分三十三秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。  
二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。  
三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の区域	雲町	三杉町及び緑町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	<p>四十九 航空自衛隊八雲分屯基地</p> <p>対象防衛関係施設の所在地</p> <p>北海道二海郡八雲町</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>対象防衛関係施設の区域</p> <p>北海道幌泉郡えりも町</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>一 北緯四十一度五十八分二十三秒、東経百四十三度十分五十七秒の点</p> <p>二 北緯四十一度五十八分二十三秒、東経百四十三度十分二十秒の点</p> <p>三 北緯四十一度五十七分五十秒、東経百四十三度十三分五十秒の点</p> <p>四 北緯四十一度五十七分四十秒、東経百四十三度十四分十一秒の点</p> <p>五 北緯四十一度五十七分十九秒、東経百四十三度十四分二秒の点</p> <p>六 北緯四十一度五十七分十九秒、東経百四十三度十三分二十秒の点</p> <p>七 北緯四十一度五十七分三十二秒、東経百四十三度十三分四秒の点</p> <p>八 北緯四十一度五十七分五十四秒、東経百四十三度十三分四秒の点</p> <p>九 北緯四十一度五十八分六秒、東経百四十三度十二分五十秒の点</p>
対象防衛関係施設の区域	北海道二海郡八雲町	緑町三十四番地	<p>対象防衛関係施設の所在地</p> <p>北海道二海郡八雲町</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>対象防衛関係施設の区域</p> <p>北海道幌泉郡えりも町</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>一 北緯四十二度八分五十八秒、東経百三十九度二十五分四十八秒の点</p> <p>二 北緯四十二度九分十七秒、東経百三十九度二十五分三十八秒の点</p> <p>三 北緯四十二度九分二十九秒、東経百三十九度二十五分四十八秒の点</p> <p>四 北緯四十二度九分二十九秒、東経百三十九度二十五分四十八秒の点</p> <p>五 北緯四十二度九分二十九秒、東経百三十九度二十六分十三秒の点</p>

対象防衛関係施設の区域	雲町	相生町、熱田、出雲町、大新、春日、柴町、三杉町、緑町及び宮園町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	<p>五十 航空自衛隊車力分屯基地</p> <p>対象防衛関係施設の所在地</p> <p>青森県つがる市</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>対象防衛関係施設の区域</p> <p>青森県つがる市</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>富港町（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯四十度五十八分二十五秒、東経百四十度十九分三十九秒の点</p> <p>二 北緯四十度五十八分十六秒、東経百四十度十九分五十五秒の点</p> <p>三 北緯四十度五十七分三十四秒、東経百四十度十九分四十七秒の点</p> <p>四 北緯四十度五十七分三十四秒、東経百四十度十九分七秒の点</p> <p>五 北緯四十度五十七分四十八秒、東経百四十度十八分五十二秒の点</p> <p>六 北緯四十度五十八分二十二秒、東経百四十度十九分十二秒の点</p>
対象防衛関係施設の区域	北海道二海郡八雲町	相生町、熱田、出雲町、大新、春日、柴町、三杉町、緑町及び宮園町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	<p>対象防衛関係施設の所在地</p> <p>青森県つがる市</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>対象防衛関係施設の区域</p> <p>青森県つがる市</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>富港町（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯四十度五十八分二十五秒、東経百四十度十九分三十九秒の点</p> <p>二 北緯四十度五十八分十六秒、東経百四十度十九分五十五秒の点</p> <p>三 北緯四十度五十七分三十四秒、東経百四十度十九分四十七秒の点</p> <p>四 北緯四十度五十七分三十四秒、東経百四十度十九分七秒の点</p> <p>五 北緯四十度五十七分四十八秒、東経百四十度十八分五十二秒の点</p> <p>六 北緯四十度五十八分二十二秒、東経百四十度十九分十二秒の点</p>